平成２４年（フ）第８１５号
神奈川県大和市下鶴間1596番地１　グリーンリーブス中央林間Ｂ棟102号
債務者　井上　惠子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠田　貴和
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１号
長野市篠ノ井塩崎1815番地13
債務者　南波　良一
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木恵里子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
千葉県山武市松ヶ谷ロ3056番地２
債務者　大木　健一
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　耕三
4　破産債権の届出期間　平成24年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１４号
岐阜市中鵜６丁目21番地の１、住民票上の住所岐阜県羽島郡笠松町長池136番地の１
債務者　一柳　　昇
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　則和
4　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１６号
岐阜県各務原市尾崎西町３丁目１番地　尾崎団地Ａ６棟643
債務者　田村　みき
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２７３号
新潟市西区大野町3281番地３
債務者　栗林カズ子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　一史
4　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７４号
広島市中区吉島西１丁目17番12―102号
債務者　加藤　大介
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成24年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７５号
広島市佐伯区楽々園５丁目９番11―102号
債務者　片岡　亨旬
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　破産債権の届出期間　平成24年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９３号
山形市桜田東２丁目８番32号　セジュール前田102号
債務者　鏡　　雅樹
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
山形市小白川町４丁目25番19号
債務者　松田　節子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９７号
函館市戸倉町15番13号
債務者　大坂　智子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５６号
岐阜県海津市南濃町上野河戸1162番地１
債務者　日比　寿子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
奈良県北葛城郡河合町大字薬井428番地12
債務者　加藤　和人
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
奈良県大和高田市大東町５番34―101号　イスズベル大和高田
債務者　巽　　和子（旧姓高本）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係